

# 「佐渡金銀山ガイド施設」現地情報サイネージコンテンツ制作業務委託 仕様書

## 1 業務名

「佐渡金銀山ガイド施設」現地情報サイネージコンテンツ制作業務

## 2 業務の目的

当施設は、国史跡「佐渡金銀山遺跡」及び世界文化遺産に登録された「佐渡島の金山」の価値や魅力を来訪者に効果的に伝えるとともに、現地への訪問意欲の向上や理解促進を図り、当施設を拠点に現地へ円滑な誘導を促すことを目的とする。

本業務は、「佐渡島の金山」の世界遺産登録を契機に増加する来訪者に対応するため、佐渡金銀山ガイド施設展示室内の既設のタッチパネル型デジタルサイネージを活用し、佐渡金銀山関連の遺跡やまちなみ等の周遊散策に資する新たな情報発信コンテンツを整備するものである。

## 3 実施期間

業務委託契約締結の日から令和7年3月25日まで

## 4 委託金額上限額

4,631千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 業務内容

### (1) サイネージコンテンツの制作（システム基本要件）について

1) 当市において用意する以下映像再生機器に制作したコンテンツ及びソフトウェアを導入すること。

但し、下記(2)・(3)機器については適宜選択使用を可とする。

○当市において用意する映像再生機器一式

(1)	43インチタッチモニター	SHARP BIGPAD PN-HW431T
(2)	デジタルサイネージプレイヤー	BRIGHT SIGN HD1024 (32GB SDカード)
(3)	モニター用フロアスタンド	ハヤミ PH-915

2) 制作したサイネージコンテンツのデータをインストールしたサイネージ運用 WindowsPC (Windows10 想定、1年保証付き) 又はサーバー等の調達・設置 (サイネージの接続機器類を含む) を行うこと。

4) 運用後のコンテンツの情報更新 (修正・追加等) について、発注者が容易な操作で行うことが可能なシステムとし、操作マニュアルを納品すること。

5) トップページについては、来館者の操作が一定時間無い場合は、佐渡金銀山の関連画像や動画が流れる等、ビジュアル面で来館者の視線を集め、利用者の好奇心を掻き立てるデザインとすること。

6) 佐渡金銀山の現地情報などをわかりやすく、効果的に発信することで、「気づき」を創出させ、行動のきっかけを生み出す仕組みとすること。

7) 佐渡市では、令和元年に、佐渡金銀山に関わる様々な史跡を巡り、解説やARを楽しむ「佐渡金銀山ナビ」(アプリ) や令和4・5年度に佐渡金銀山の江戸時代の様子を紹介する「CGアニメーション『“江戸眼鏡”で佐渡の街歩き』」を制作している。本コンテンツ制作においては、その成果を連携又は配慮した機能になるよう検討すること。

8) 対応言語は日本語・英語とすること。

9) 本コンテンツ制作は長期間の運用を見据え、今後のランニングコストについては、極力安価なものとなるように検討すること。

### (2) 「佐渡金銀山」関連コンテンツの制作 (内容) について

1) コンテンツの構成イメージについては、別紙2-1、2-2を参考とし、その記載の機能を含

むコンテンツを制作する。なお、コンテンツ制作時に、委託者と受託者との協議により内容については一部、追加・削除する場合がある。

- 2) スポット毎の掲載画像データ、説明エクセル情報は日本語・英語各 50 点以上を設定することとし、コンテンツの制作に必要な素材（写真・動画・テキストデータ）については、原則、委託者で用意する。なお、翻訳原稿については、受託者で作成し、委託者の方でネイティブチェックの作業を行うものとする。
- 3) スポット毎に、1～2 枚程度の写真資料の表示および 150 字程度の解説を表示させること。
- 4) スポット毎にQRコード機能で情報の持ち帰りを可能とすること。
- 5) 利用者分析・効果検証のための情報（利用者がどのコンテンツをタッチしたかの日毎のログ情報等）を収集する機能を有するものとする。
- 6) (1)～(7)のCGアニメーションの設定があるスポット（7地点）については、スポット表示画面において、動画ファイル（mp4 など）による動画視聴可能な機能を有するものとする。
- 7) コンテンツ制作時は、佐渡金銀山の資産価値をより分かりやすく紹介し、周遊観光のきっかけになるよう工夫すること。
- 8)) 上記 1)～7)の業務のほか、業務の目的を達成するにあたり、必要かつ効果的な業務内容があれば独自に提案すること。

## 6 業務の実施

- 1) 業務の実施に当たっては、委託者との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。
- 2) 業務の実施に当たっては、文化庁の「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」の要項等を理解し、提案・業務を進めること。

## 7 保守運用について

以下の内容について提案を行うこと。

### (1) 保守運用費用について

- 1) 令和7年度～令和9年度の保守運転費用について年度ごとに提示すること。
- 2) PCのOSは、自動アップデートがなく、システムの機能が安定しており、サポート期間が長い機種を選定すること。
- 3) バージョンアップの内容等により費用が変動することが見込まれる場合は、その旨を記載の上、過去の実績等から算出した見込み金額を提示すること。

### (2) 保守運用体制について

令和7年度以降の保守運用体制（利用者からの問い合わせ、障害発生時の対応等）について提示すること。なお、対応については、離島であることを考慮し、ネット環境等の条件整理のうえ、遠隔操作などのサポート体制等を検討すること。

### (3) 留意事項

上記(1)(2)で提案された金額・内容での運用保守を保証するものではない。

## 8 成果品及び成果報告

### (1) 成果品

- 1) タッチパネル型サイネージ用の制作コンテンツ
- 2) 操作説明書（障害対応マニュアル含む）及び運用手順書
- 3) 成果品の納品期限は令和7年3月25日とする。

### (2) 成果報告

委託者は、成果報告書を受領後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者事業所への立入り、関係諸帳簿の閲覧及び取引先への聴き取りなどの調査を行うことができるものとする。

## 9 委託金額の減額

委託者は、成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

## 10 著作権

(1) 当該業務の受託者は、制作し、納品したコンテンツに関する全ての著作権、所有権等は、委託者に帰属するものとする。そのため、委託者の裁量により、委託者が主催・共催・後援する業務その他において、自由にかつ期限なく使用することができる。

(2) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害しないものであることを、委託者に対して保証すること。

なお、本コンテンツにおいて使用する写真、文字、キャラクター等が受託者以外の著作物である場合は、現著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを行った上で、本業務にあたるものとし、当該著作物の著作者と委託者の間に著作権等上の紛争を生じさせないこと。

## 11 瑕疵担保責任

本業務の成果物に対する瑕疵の取扱いについては、サイネージ用コンテンツ及びソフトウェアの納品、検査後1年以内にシステムの不具合、不良等が発生した場合は、速やかに無償で是正しなければならない。なお、対応期限については、委託者と受託者との協議により定める。

## 12 その他

(1) 受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。

(2) 業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに委託者に報告すること。

(3) 本仕様書の定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定するものとする。